

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 1 日

西会津町長 薄 友 喜

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西会津町上小島地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 2 経営体

個人 11 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として当該区域に担い手は十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 町内でも特に恵まれた優良な農地を擁する当地区においては、水田は、集落内の担い手を中心経営体に位置づけ集積を図り、地域外からの担い手も受け入れながら中山間地域等直接支払事業及び農地・水事業により引き続き適切に管理をしていく。
- ・ 畑については、従来からのアスパラガスやミネラル栽培による付加価値農業、施設園芸への取り組みを推進する。また、引き続きそばの団地化に取り組み、規模拡大を図ることにより耕作放棄地の増加を解消し、地域の広い農地を守っていく。さらに、菌床栽培の関連施設が地域内に存在するなど環境が整っており、現在取り組んでいる人や、今後、新規就農を志す人などに農地の提供等の支援をすることにより、担い手不足の解消と畑の有効活用を図る。